

子育てのための施設等利用給付認定について

保育を必要とする理由があり、預かり保育を利用する場合は、子育てのための施設等利用給付認定により預かり保育料が限度額内で無償化の対象となります。預かり保育実施時間及び保育料は表面をご確認ください。

記

1 対象経費と限度額（1ヶ月当たり）

対象経費	限度額（支給限度額）
預かり保育料	450円×利用日数（11,300円）

2 対象者 3歳から5歳までの園児の預かり保育を利用し、保育を必要とする理由がある方

- 3 提出書類 ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
②保育の必要性を確認する書類（就労証明等）※「4 保育を必要とする理由と確認書類」参照

4 保育を必要とする理由と確認書類

保育を必要とする理由	保育の必要性を確認する書類
就労（就労内定）（月64時間以上）	●就労証明書（就労内定証明書） ●確定申告書、営業許可証、開業届等（自営の方）
求職活動	●求職活動状況報告書
病気・負傷または心身の障害	●診断書 または、 ●身体障害者手帳等のコピー
同居の親族等の介護	●診断書 または、 ●身体障害者手帳等のコピー
就学	●在学証明書 または、 ●授業カリキュラム 等
妊娠・出産 （出産予定月を含む前後どちらか2ヶ月間）	●父の就労証明書 ●母子手帳のコピー （氏名・出産予定日がわかるページ）

- 5 提出期限及び提出先 神栖市教育委員会学務課または各幼稚園に提出してください。
※郵送でも構いません。
※原則、提出日の翌月からの認定となります。
※書類に不備があると認定が遅れる場合がありますのでご注意ください。
例) 5月から利用したい場合4月末までに書類一式を提出してください。

【問合せ】神栖市教育委員会 学務課 幼稚園担当
〒314-0192 神栖市溝口 4991 番地 5
TEL 0299-77-7347(直通)